平成２１年（フ）第６６２号
名古屋市千種区千代が丘１番102―306号　千代が丘団地、開始決定時の住所名古屋市昭和区八事富士見25番地の２　エクセラージュ八事富士見106号
破産者　佐藤　達男
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５２７号
愛知県小牧市大字久保一色1661番地６
破産者　森川　信彦
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７５６号
愛知県津島市常盤町１丁目16番地１
破産者　佐藤　誉雄
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８４４号
名古屋市東区東桜１丁目４番15号　東桜コート801号
破産者　立松　健一
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１８７号
大阪府交野市郡津５丁目73番14号
破産者　中尾美千代（旧姓有井）
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３１６４号
大阪府東大阪市長田２丁目10番37号
破産者　松尾ＡＬＣ工事こと　松尾　定行
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５８１６号
滋賀県大津市大将軍３丁目25番７－２Ｄ号第５サンライフ瀬田、前住所大阪市城東区永田１丁目４番68号
破産者　山口紙器製作所こと　山口　　保
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７１５０号
大阪府泉南郡岬町淡輪3764番の41、開始決定時の住所大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1588番地
破産者　齊藤　明美
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７９７２号
堺市中区深井中町891番地10　プチエスポワール深井206号
破産者　田中　規郎
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７６１号
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目５番１―210号
破産者　木田　　滿
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３４１号
大阪市福島区海老江７－４―16、住民票上の住所大阪市阿倍野区橋本町３番30号メゾン阿倍野晴明丘壱番館504号
破産者　木村　桂三
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０６４号
大阪市福島区大開３丁目１―２―607号、開始決定時の住所大阪市東住吉区湯里２丁目21番27―402号
破産者　桂　正二郎
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０６５号
大阪市東住吉区湯里２丁目21番27―402号
破産者　桂　きくみ
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１６０号
兵庫県宝塚市美座２―19―10ゴールデングリタ宝塚407、住民票上の住所兵庫県宝塚市南口２丁目８番15号
破産者　山中　秀次
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３８２号
大阪市生野区巽中２丁目12番23号
破産者　油谷　洋子
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４６６号
大阪府守口市藤田町５丁目15番11―115号
破産者　奥鉄工所こと　奥　　忠昭
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４８１号
大阪府守口市外島町２番８―1004号
破産者　赤間亜由美
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６９４号
大阪府大東市寺川４丁目３番28号
破産者　**𠮷**川　清治
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７０８号
大阪府枚方市香里園山之手町40番８号
破産者　橋本　直人
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部